

## 婚姻届の書き方と注意

黒インク又は黒ボールペンで書いてください  
(消せるインクのボールペンは使用しないでください)

- 持参するもの
  - 婚姻届書 1枚
  - 夫と妻の戸籍全部事項証明書 各1通
 ただし、届出地に本籍がある場合は必要ありません。他市区町村に本籍のある場合は予め戸籍全部事項証明書をご用意ください。

- 届出ができるところ
  - 夫と妻の住所・所在地
  - 夫と妻の婚姻前の本籍地

- 住所や世帯を変更される方は別途、住民異動の届（転入届・転居届・世帯変更届）が必要です。
  - 他市区町村から転入される方は転出証明書またはマイナンバーカードを添付してください。

※住所等の変更（住民異動の届出）は平日の開庁時間に来庁してください。

- 届出人は夫妻双方です。届出人が作成した届書を持参する場合は家族でもかまいませんが、訂正の必要が生じた場合は、ご本人に来庁いただくこともあります。

- 一方が外国籍または外国籍同士の届出ときは必要書類が異なりますので、予め下記へおたずねください。

- 押印は任意です。訂正印も不要です。

お問い合わせ先  
〒619-0285  
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地  
精華町役場 総合窓口課 戸籍住民係

電話：(0774) 95-1915 (直通)  
FAX： 95-3974  
HP： <https://www.town.seika.kyoto.jp/>

## 婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

京都府相楽郡精華町 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	氏名	夫になる人		妻になる人	
		この氏名	ゆきお	おつかわ	ふくこ
		甲野 幸男		乙川 福子	
	生年月日	平成元年 4月 1日		平成6年 11月 3日	
(2)	住所	〇〇県〇〇市富士見		〇〇県〇〇市加良部	
		四丁目2番1号		一丁目16番地△△ハイツ□□号	
		この氏名		おつかわ ふくこ	
		世帯主の氏名 甲野 幸男		世帯主の氏名 乙川 福子	
(3)	本籍	〇〇県〇〇郡〇〇町		〇〇県〇〇市松島町	
		若葉 1819番地5番		一丁目1番地1番	
		筆頭者の氏名 甲野 太郎		筆頭者の氏名 乙川 和夫	
	父母及び養父母の氏名	父 甲野 太郎	続き柄 長 男	父 乙川 和夫	続き柄 長 女
	父母との続き柄	母 良子		母 恵子	
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他欄に書いてください	養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養子	養母 丙川 花子	養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍（左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）			
		京都府相楽郡精華町〇〇△丁目1819番地5番			
(5)	同居を始めたとき	令和 4 年 3 月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6)	初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日 )		妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日 )	
		同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と			
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
		2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(8)	夫妻の職業	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
		4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
		5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
		6. 仕事をしている者のいない世帯			
		(国勢調査の年 令和 年..の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業			妻の職業	
	その他				
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 幸男		妻 乙川 福子	
	事件簿番号				

証人	
署名 (※押印は任意)	丙川 良雄
生年月日	昭和40年 1月 1日
住所	〇〇県〇〇市中央 2丁目5番18号
本籍	〇〇県〇〇市深川 132番地25
	〇〇県〇〇市大手町 100番地
	〇〇県〇〇郡〇〇町 新和町 4520番地1

→ (1)旧姓（婚姻前）の戸籍の字体どおり書いてください。正字、常用漢字になおしたいときは「その他」欄に申し出をしてください。  
→ 元号は[S][H]など省略せずに[昭和][平成]と書いてください。外国籍の方は「西暦」で書いてください。

→ (2)婚姻届と同時に住所を移す場合は新住所を書いてください。

→ (3)戸籍どおりの本籍地を書いてください。外国籍の方は国籍を書いてください。

→ 父母・養父母が婚姻中の時は母(養母)の氏は省略できます。

→ (4)あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。日本人夫婦は同一の氏を称することになりますので夫か妻の氏いずれかを選んでください。称する氏が筆頭者でない場合は夫婦について新しい戸籍が作られます。

→ (5)結婚式も同居もしていない場合は空欄

→ (6)再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含みません。

→ (7)同居前の夫婦の世帯の仕事を選んで該当する箇所に☑してください。

→ (8)夫妻の職業は国勢調査の年以外は記入不要です。

→ 婚姻前の氏名で必ず本人が自署してください。※本人が署名できないときは予めご相談ください。

→ 昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。

→ 婚姻する当事者以外で、成人の方お二人に必ずご記入頂いてください。外国籍の方も成人であれば証人になることができます。